

戸田市障害者就労プロセスマップ

戸田市地域自立支援協議会 障害者就労推進部会

【戸田市地域自立支援協議会 障害者就労推進部会について】

戸田市では、平成 22 年度に障害者相談支援事業所や障害者就労支援事業所などで構成する「戸田市地域自立支援協議会」を設置しました。この協議会では、定期的に会議を開催し、障害者などへの支援体制の整備や、障害者の虐待防止に努めております。

こうした中で、近年では、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現のため、平成 25 年度から障害者の法定雇用率を引き上げるなど、国の重要施策として、障害者の経済的自立を進めるための障害者就労にも力を入れているところであります。これを受け、本市といたしましても「戸田市障がい者計画」を策定し、5つの重点施策の一つとして、「障害者の総合的な就労支援体制づくり」を掲げました。

その具体的な取り組みの一つとして、本市では、障害者就労を推進していくことを目指し、専門的に調査研究を進めるため、戸田市地域自立支援協議会の中に、平成 26 年度に「障害者就労推進部会」を設置いたしました。障害者就労の支援について、関係機関との情報共有や連携を密にし、検討を重ねているところであります。

【戸田市障害者就労プロセスマップ作成の目的】

戸田市では、こうした社会の実現のため、特別支援学校等で社会に出る準備をしてきた方や、就労を目指す方等に対して、就労支援の指針となるよう、平成 28 年 3 月にプロセスマップとして取りまとめました。

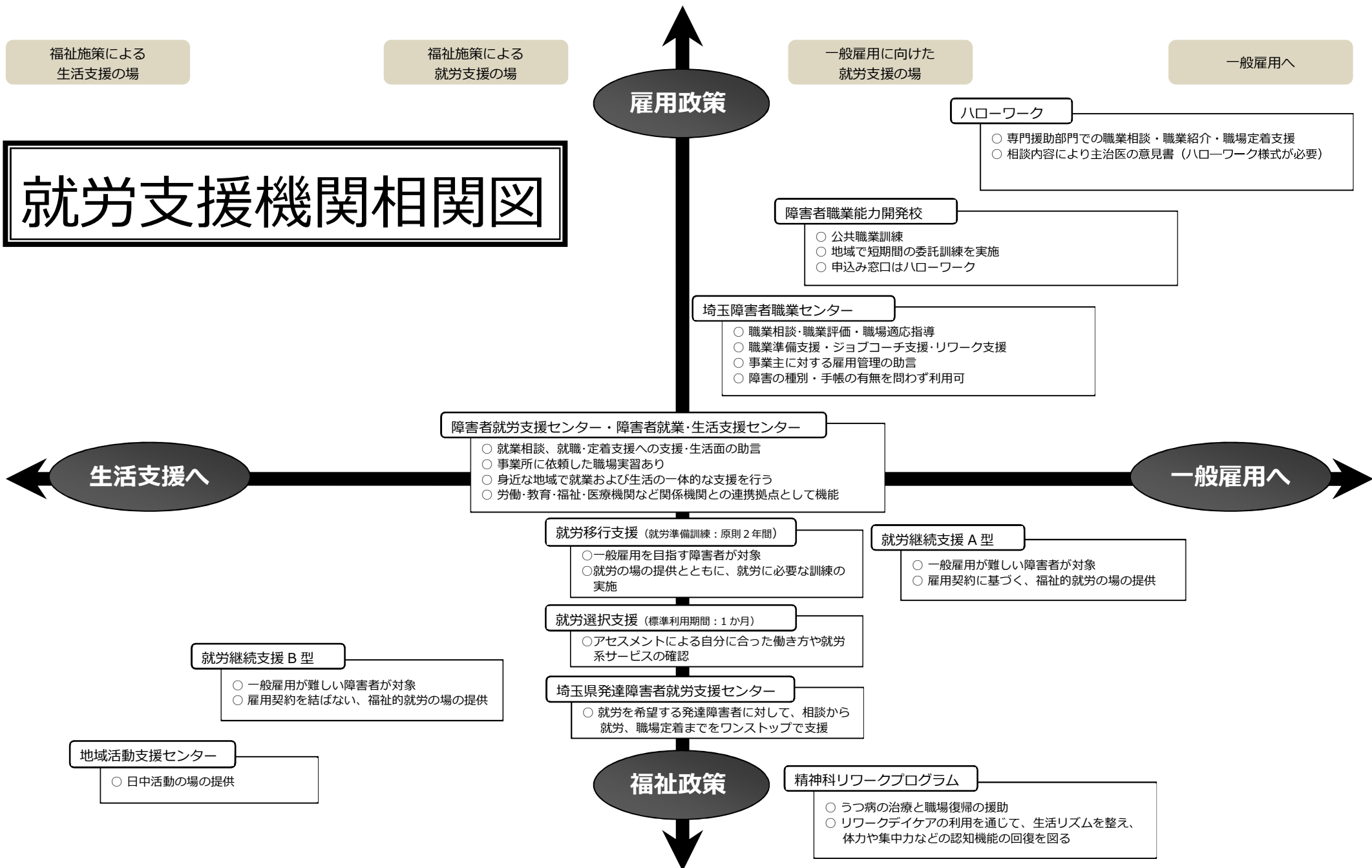
内容は、障害者支援に携わる方や雇用者の方等に活用してもらうことを目的とし、障害者の就労支援に取り組む方法や、就労支援の基礎的な知識、支援の流れ、具体的な支援技法、支援のポイント等についてまとめております。

障害者就労支援とは、働く場における共生社会の実現に向けて、障害のある方の「生きがいづくり」や「経済的自立」を支えることにあると考えます。

このプロセスマップを活用していただくことで、支援者や雇用者の皆さまにとって、障害者就労の推進となるための一助となれば幸いです。

目次

就労支援機関関連図.....	1
「支援者」編	2
I 就労に関する相談の概要	3
1 相談の受け方.....	3
2 相談を受ける際の問題点	3
3 相談の留意点.....	3
4 就労支援のプロセス.....	4
5 障害者求人に対する理解	7
II 相談の具体的な進め方	8
1 相談の流れ.....	8
2 相談の流れのポイント	9
3 各就労支援機関への問い合わせ	10
「雇用主」編	13



「支援者」編

障害者就労支援施策の充実や障害者の就労意欲の高まりを受け、企業や就労支援事業所において働く障害者の数は年々増加しています。こうした中、働くにあたってきめ細かな支援が必要な障害者の数も増加しており、各支援機関の連携による支援の必要性が高まっています。

この「支援者」編では、こうした状況を踏まえ、就労相談の受け方や支援のプロセスなど、自治体や各支援機関が障害者の就労支援を行うための情報を掲載しております。

I 就労に関する相談の概要

1 相談の受け方

- (1) まず誰から、どういった内容、目的の相談なのかを確認
- (2) 相談者の確認
 - ① 障害者本人、家族からの相談
 - ② 雇用企業側からの問い合わせ
 - ③ 医療、保健、福祉、教育機関などからの問い合わせ
- (3) 相談目的の確認
 - ① 就労支援の相談 → 就労に関する方向付けのための支援の視点へ P.4
 - ② 各種制度の情報提供
 - ③ 就労支援機関の紹介・案内
 - ④ その他生活支援

} 各就労支援機関へのお問い合わせへ P.10

2 相談を受ける際の問題点

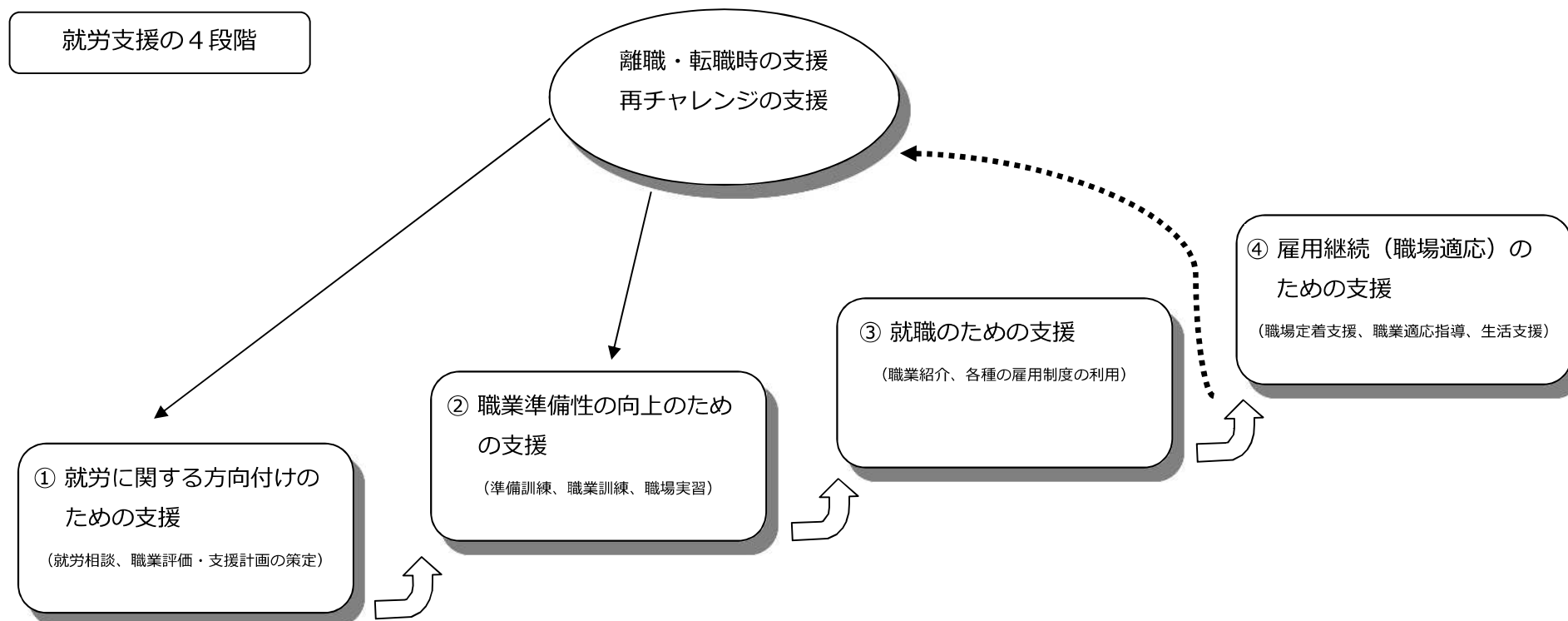
- (1) 障害者の就労に関しては、様々な就労支援機関があり、障害者はどこに相談してよいのかわかりにくいといった問題がある。
- (2) 相談者の中には自己理解（病気や障害の受容）が進んでいない方がおり、相談者のニーズと支援機関の支援内容が合わない場合も多い。
(例えば障害者が職業紹介を希望してハローワークに出向くものの、職業準備性が整っておらず、なかなか仕事が見つからないなど)
- (3) 障害者自らが何に困っているのか、どうしたいのか表現できないことも多いため、支援機関の窓口の職員と、うまくコミュニケーションがとれないといったことも生じている。

3 相談の留意点

- (1) 様々な障害者の就労支援サービス、雇用制度の利用窓口が分かれているため、たらい回しを防ぐ意味でも、相談者が望んでいるサービスと支援機関を適切にマッチングさせていくことが重要である。
- (2) 自機関だけのサービスにとどまることがないように、地域の就労支援サービスを含めたトータルな支援を、相談の段階に応じて提供する必要がある。
- (3) 「働きたい」といった相談の中に、実は別のニーズが隠されていることが多い。例えば経済的な不安から、就労に向かう段階にない障害者が就労を希望することがある。また、社会参加や対人交流を求めていることもある。こういった場合においては就労支援ではなく、生活支援の視点から働きかけが必要となる。
- (4) 相談においては、相談者のニーズを適切に聞き取り、相談者の真の目的を明らかにしていくことが重要である。
- (5) その上で就労支援を希望する者については、相談者の諸特性をアセスメントし、適切な支援機関につないでいくことが支援者の役割となる。

4 就労支援のプロセス

障害者の就労支援のプロセスは以下の①～④のプロセスに分けられる。相談者のニーズを把握し、どのような就労支援を求めているのか確認する。



① 就労に関する方向付けのための支援の視点

「働きたいがどうしたらよいか」「すぐに仕事を探したい」「働くための訓練をしたい」「働きたいが自信がない」「自分に向いている仕事かわからない」「仕事が続かない」などの相談に対し、相談者のニーズ、障害の状態、職歴（就労継続年数やブランク）、他機関の利用状況などを確認する。

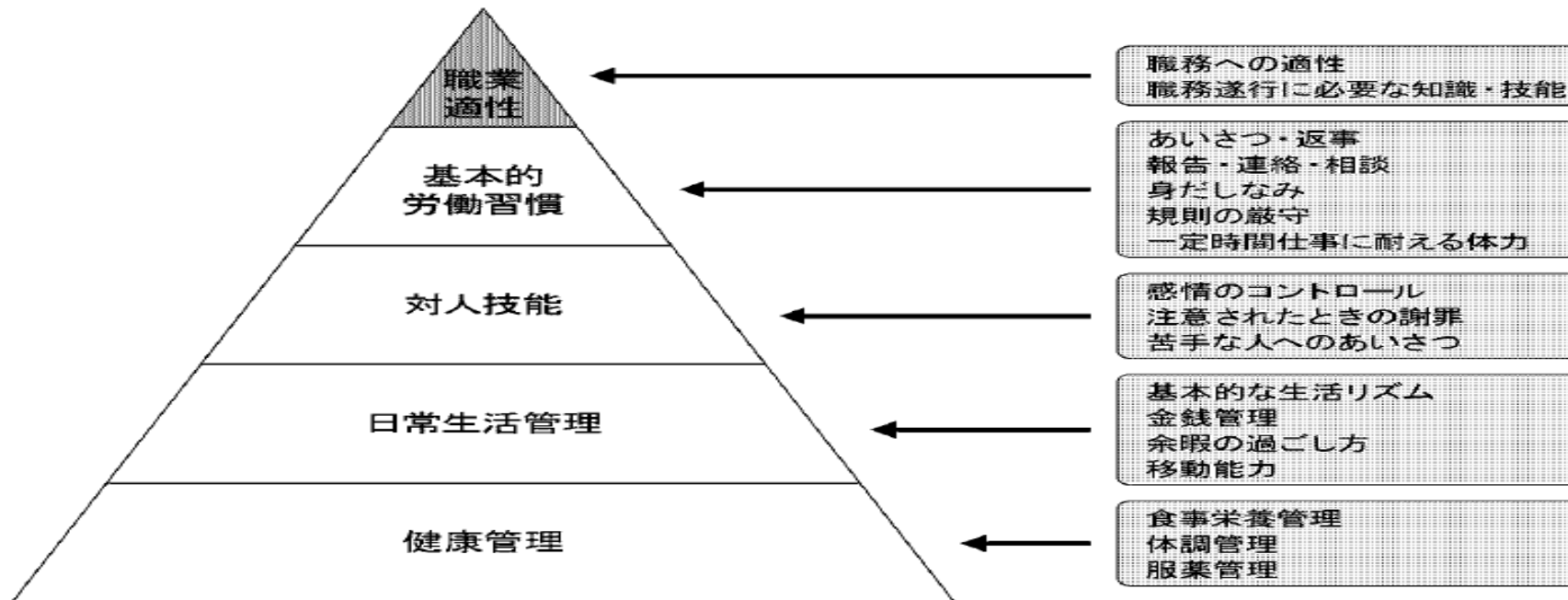
❖ 相談者の目的を明らかにする。

❖ 相談者の職業準備性の確認を行う。※個人の側の諸特性（職業準備性）だけでなく、家庭状況（経済的側面含む）や、地域の特性、社会資源についても整理しておく。

② 職業準備性の向上のための支援の視点

職業準備性とは… 職業に就くための特別な技術・資格ではなく、障害者個人の側に、職業生活をはじめするために必要な条件が用意されている状態のことをいう。
職業生活をはじめていくのに必要な条件として身体条件、体力、仕事に対する意識、上司や同僚とのコミュニケーション能力、必要な技術、技能の獲得等が挙げられる。

職業準備性ピラミッド

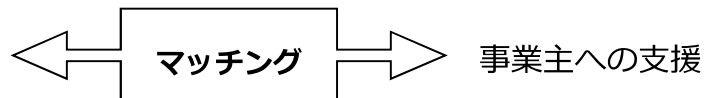


- 全てが整っていないからといって、就労ができないわけではなく、そういった場合においても、様々な支援を受けることで不足している部分を補う事は可能である。
- 精神障害者の場合、理解力、判断力および職務遂行能力が高くても、病気の管理や、基本的な生活又は労働習慣が身についていないと、離職につながる可能性が高くなる。
- 本人に合った求人が見つかるまで、期間がかかることがある。生活が不規則になっている方や、1人で就職活動をしていると不安になる方は訓練機関などの所属があると良い。

③ 就職のための支援の視点

就職の支援（職業紹介）においては、障害者の就労準備支援だけでなく、事業主への支援を併せて行っていく必要がある。

障害者の就労準備支援



事業主への支援

- ◆ 受け入れ企業の開拓
- ◆ 企業が活用できる制度や助成金などの情報提供
- ◆ 個々の障害者に利用可能な支援機関、支援内容の説明
- ◆ 本人の障害特性、配慮事項、セールスポイントの紹介

支援者の役割

- 障害者と企業の双方が納得できる就労となるようコーディネートし、職場適応を支援する。
- 就労支援や定着支援を一つの機関で行うことは難しいため、自機関で行える限界を理解し、他の支援機関と連携を持って取り組む『橋渡し』の役割が重要である。
- 障害者の中には多数の支援機関を上手に使いこなせないことがあるため、支援をマネジメントし、丁寧な移行支援を行う。

④ 雇用継続（職場適応）のための支援の視点

- 就労支援においては、就職がゴールではなく、雇用継続（職場適応）を目指した支援（定着支援）が重要となる。
- 精神障害者の場合、“働き始める”こと以上に“働き続けること”が難しく、就職後に離職する率が高い。
- 職場定着の阻害は、職場での出来事だけでなく、『日常的に起こる変化』も、継続の阻害因子になる。

『日常的に起こる変化』とは？

- ① 本人自身の変化（体調や精神的な変化など1年間程度の期間で見る視点）
 - ② 職場内の変化（上司や同僚の異動、業務内容の変更等）
 - ③ 生活環境の変化（家族・支援者の状態の変化）
- ⇒ これらの変化を前提に考えておく必要がある。

定着支援のポイント

- 就職後の一定期間は、職場の適応状況を確認する。
- 障害者だけでなく、事業主からの SOS 要請に応えられるようにしておく。
- 即時対応が大事だが、自機関で難しいのであれば、他の機関に支援を依頼しておく。
- 関係者会議(事業主、本人、支援者を含む)が開かれ、本人にフィードバックできることが望ましい。
- 就職後問題が発生した場合は、事業主、本人双方を支援し、ともに問題解決を行う。

5 障害者求人に対する理解

- 求人情報は、求人情報誌や企業のホームページなどの他、ハローワークで取得できる。
- 求人には、一般求人と障害者求人がある。

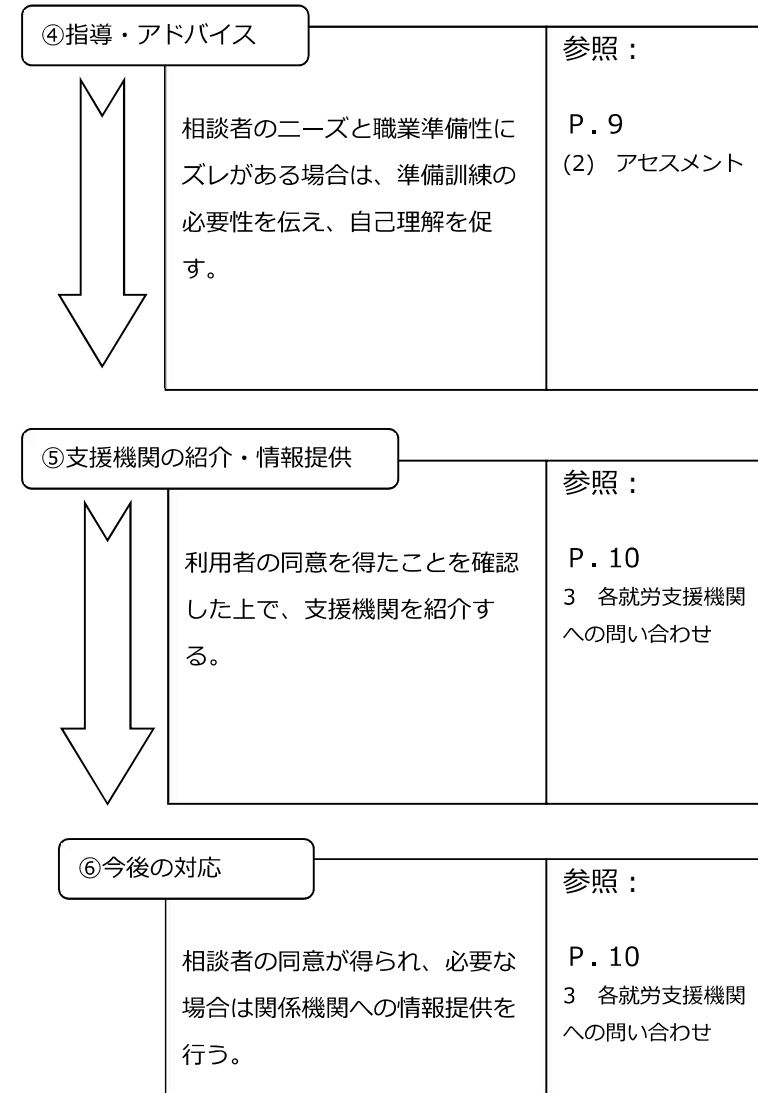
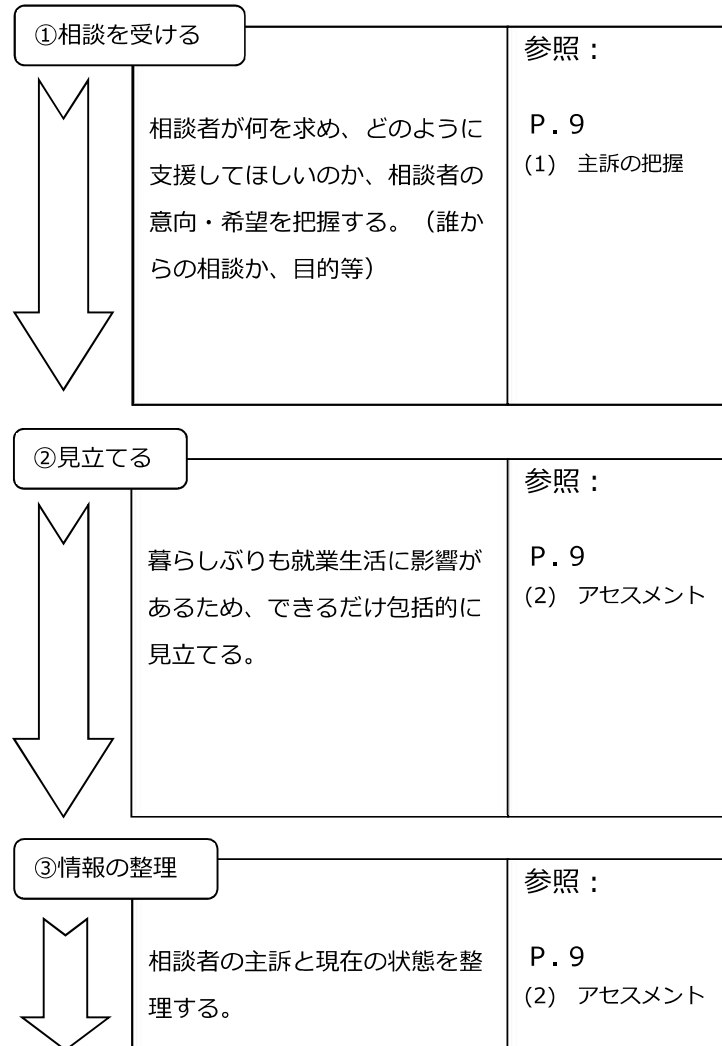
障害者求人に関する注意事項

- 企業が法定雇用率達成のために募集することが多い。
- 障害者の希望や訴えをすべて企業側が受け入れるということではない。障害があるが故に必要な配慮をしてもらうためのものである。配慮の範囲は企業の考え方により様々である。

例：精神障害者の場合、通院のために必要な休みをもらうことはできるが、体調が悪い時にいつでも休めるということではない。
知的障害者の場合、職場の指導者に、仕事を覚えるまで丁寧に指導をしてもうことはできるが、常に指導者が横にいるようには依頼できない。
- 企業は障害者求人であっても、障害者であれば誰でもよいというわけではなく、職業人としての基本的労働習慣のある方を希望していることを理解する。

II 相談の具体的な進め方

1 相談の流れ



2 相談の流れのポイント

(1) 主訴の把握

項目	聞き取り内容
① 相談者	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者は本人か、家族か ・関係機関からの相談か(医療・保健・福祉・教育など) ・雇用側からの相談か
② 相談の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の目的(就労支援・生活支援・情報提供) ・本人のニーズ

(2) アセスメント

項目	聞き取り内容
① 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名・年齢・病名・障害名(支援区分を含む)・居住地・生育歴・学歴・職歴(ブランク期間を含む) ・病歴・かかりつけの医療機関 ・他機関の利用状況(障害福祉課・就労支援機関・相談支援事業所・障害福祉サービス事業所・訪問看護など) ・障害福祉サービス等の利用状況 ・障害者手帳・年金の有無 ・ハローワーク登録(一般窓口・障害窓口)の有無 ・家族の状況(家族構成や経済状況)
② 障害・疾病管理に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・障害、疾病のことを正しく理解し、自己管理できているか ・通院や服薬ができているか ・通院をしている場合は就業可能の医師の意見があるか
③ 日常生活技能に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活リズムは整っているか ・経済状況・金銭管理は可能か ・日中活動、余暇の過ごし方はどうしているか ・公共交通機関などを使って移動することが可能か ・就職活動中の経済的安定があるか
④ 対人技能に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・感情のコントロールは可能か ・家族との関係は円滑に保っているか ・他人と協調的に過ごせるか ・困ったときに質問・相談など助けを求めることができるか
⑤ 基本的労働習慣に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・就労におけるモチベーション・就労を希望する動機 ・挨拶、返事、報告、連絡ができるか ・一定時間仕事に耐えうる体力、作業能力はあるか ・身だしなみは整っているか ・規則の厳守など社会的なルールが理解できるか
⑥ 職業適性・職業技能に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・職務への適性(苦手な仕事、適した仕事)は理解しているか ・職務遂行に必要な技術・資格を有しているか ・就職時に会社に求める配慮事項を理解しているか

3 各就労支援機関への問い合わせ

問い合わせ内容	就労支援機関	備考など
<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な就労相談機関を知りたい ○ 生活支援とあわせた就労支援のコーディネートをしてほしい ○ 地域で職場実習を受けたい ○ 就労に向けて問題を整理したい ○ 就労したいが自信がない 	戸田市障害者就労支援センター 障害者就業・生活支援センターみなみ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 最初の相談先は戸田市障害者就労支援センターへ。 ◇ 相談において、手帳・医師の意見書の必要なし。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事を探したい・職業紹介をしてほしい ○ 職業相談・職業指導を受けたい ○ 失業保険の相談 ○ トライアル雇用について ○ 職業訓練について 	ハローワーク川口	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害のある方の就職をサポートする窓口（専門援助部門）あり ◇ 相談内容により主治医の意見書（ハローワーク様式）が必要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業評価・職業指導について ○ 職業準備支援について （作業支援・職業講習・対人技能訓練等） ○ ジョブコーチ(職場適応援助者)支援について ○ リワーク支援(職場復帰支援)について ○ 事業主からの障害者の雇用管理等の相談について 	埼玉障害者職業センター	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害の種類にかかわらず手帳・診断の有無を問わず利用可能。 ◇ リワーク支援はうつ病等で休職中の精神障害の方が対象となる。公務員は対象外。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を身につけたい 	埼玉県立職業能力開発センター	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域の企業や社会福祉法人、民間教育訓練機関等に委託して委託訓練（原則として1か月～3か月短期間の職業訓練）を行っている。 ◇ 委託訓練の対象者は、障害者手帳をお持ちの方・医師の意見書のある方。 <ul style="list-style-type: none"> -実践能力コース：企業等の事業所現場で実務に即した作業実習を行う。 -知識・技能習得コース：就職に必要な知識や技能を習得する座学を中心に行う。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害者に対する支援 	(18歳以下) 埼玉県発達障害者総合支援センター (19歳以上) まほろば	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 電話、メール、面談（予約必要）にて、解決に向けての助言や必要な情報（機関や福祉サービス等）の提供を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 難病の患者の就労に関する相談 ○ 生活上の悩みや不安等の相談について ○ 患者会などの交流促進 	埼玉県難病相談支援センター 埼玉県障害難病団体協議会（障難協）	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ピアサポーター（難病の患者やその家族など）が日常生活・就労に関する相談や患者会の紹介を行う。 ◇ 面接での相談の場合は、事前に予約が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般企業で働くことが難しいので、福祉サービスの中で雇用契約を結んで働きたい 	就労継続支援 A 型	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害者総合支援法の福祉サービスの申請が必要。 * 障害福祉サービス利用の申請から決定までの大まかな流れ 相談・申請 ↓ サービス利用を希望する人は、市役所障害福祉課に相談・申請をする。

問い合わせ内容	就労支援機関	備考など
<p>○ 2年以内に就職を目指して訓練を受けたい</p> <p>○ 自身の希望、能力、適性などを客観的に把握し、よりよい就労選択をしたい</p> <p>○ 福祉サービスの中でじっくりと就職を目指したい</p>	<p>就労移行支援事業所 (原則、2年の期限あり)</p> <p>就労選択支援事業所</p> <p>就労継続支援B型事業所</p> <p>地域活動支援センター</p>	<p>調査・審査・認定</p> <p>↓ 調査・審査を経て、どのサービスが必要な状態かが認定される。</p> <p>支給決定・通知</p> <p>↓ 「サービス等利用計画案」を相談支援事業所で作成してもらい、それを基にサービスの支給量が決まり通知される。</p> <p>サービス利用開始</p> <p>サービス提供事業者との契約を行い、利用が開始されます。</p>
<p>○ 障害者雇用をサポートしてほしい</p>	<p>埼玉県障害者雇用総合サポートセンター</p>	<p>◇ 企業に対して障害者雇用にあたっての具体的な支援を行うほか、関係機関が実施する就労支援を側面からサポートする。</p>
<p>○ 発達障害者専門の就労支援を受けたい</p>	<p>埼玉県発達障害者就労支援センター ・ ジョブセンター川口</p>	<p>◇ 相談から就労、職場定着までの支援をワンストップで提供する。</p>
<p>○ 生活上の困りごとなど相談したい</p>	<p>障害者相談支援事業所（委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センター ・ ひかり ・ 四季 	<p>◇ 居住地ごとに相談先が決まっているが、担当地区以外でも相談を受けることができる。</p> <p>担当地区</p> <p>基幹 : 市内全域</p> <p>ひかり : 喜沢 喜沢南 下前 中町 本町 下戸田 南町 川岸 戸田公園</p> <p>四季 : 上戸田 新曽 新曽南 下笹目 氷川町 早瀬 美女木 美女木東 美女木北 笹目 笹目北町 笹目南町</p>

紹介のポイント

- ① 相談者のニーズと職業準備性にズレがある場合は、準備訓練の必要性を伝え、自己理解を促す。
- ② 職業準備性が高い段階にあると判断された場合は、就労支援センターや、ハローワークなどの職業紹介機関を紹介する。
- ③ 就労に向けて土台となる職業準備性が不十分な場合には、段階に応じた就労の準備訓練機関や福祉機関を紹介する。
- ④ 「働きたい」とのニーズの奥に、相談者が何を望んでいるのか見立てることが大切である。経済面、居場所、社会参加、対人交流などを求めていることもあり、直接的な就労に結びついていない場合もある。
- ⑤ 生活面での支援や、障害・疾病管理の必要性に応じて、障害福祉課や福祉保健センター、相談支援事業所の窓口を勧めた方が望ましいこともある。

「雇用主」編

障害者の就労意欲は急速に高まっていますが、雇用が十分に進んでいるとはいえない状況です。たとえば、障害者が通う特別支援学級を卒業しても、一般就職できるのは全国平均で3割程度といわれています。この「雇用者」編では、こうした状況を踏まえ、障害者雇用を導入する際に、障害者を雇用するまでに必要な準備を整えるための情報を掲載しております。

障害者の雇用について

障害者等が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍することが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指し、障害者雇用対策を進めています。

障害者の雇用対策としては、障害者雇用促進法において、企業に対して、雇用する労働者の一定の割合に相当する障害者を雇用することを義務付けています（障害者雇用率制度）。

これを満たさない企業からは納付金を徴収しており、この納付金をもとに雇用義務数より多く障害者を雇用する企業に対して調整金を支払ったり、障害者を雇用するために必要な施設設備費等に助成したりしています（障害者雇用納付金制度）。

また、障害者本人に対しては、職業訓練や職業紹介、職場適応援助等の職業リハビリテーションを実施し、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援がなされるよう配慮しています。

（厚生労働省ホームページから一部抜粋）

戸田市地域自立支援協議会 障害者就労推進部会

戸田市障害者就労支援センター

戸田市立福祉作業所かがやき

戸田市立福祉作業所ゆうゆう

グリーン

にじの杜

つばきガーデン

メロディー

戸田市障害者基幹相談支援センター

障害者生活支援センターひかり

特定相談支援事業所四季

戸田市商工会

埼玉県立和光特別支援学校

埼玉県立和光南特別支援学校

埼玉県立大宮北特別支援学校さいたま西分校

埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園

埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校

川口公共職業安定所

障害者就業・生活支援センターみなみ

埼玉県障害者雇用総合サポートセンター

戸田市 経済戦略室/障害福祉課